

平成25年4月1日以降

雇用調整助成金

の助成率などを
変更する予定です。

雇用調整助成金は、平成25年4月1日以降（岩手、宮城、福島県の事業所は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

また、「中小企業緊急雇用安定助成金」は、平成25年4月1日以降は「雇用調整助成金」に統合されます（助成の仕組みはこれまでと同様です）。

① 助成率の変更

現行	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から(注)
大企業 : 2/3 (3/4) 中小企業 : 4/5 (9/10) ()内は「労働者の解雇等を行わない場合、障害者の場合」の助成率です。	大企業 : 1/2 中小企業 : 2/3 「労働者の解雇等を行わない場合、障害者の場合」も同様の助成率になります。

見直し

●1人1日当たりの上限額は、引き続き7,870円です。

② 教育訓練（事業所外訓練）の助成額の変更

●教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から(注)
(事業所外訓練) 大企業 : 4,000円 中小企業 : 6,000円	(事業所外訓練) 大企業 : 2,000円 中小企業 : 3,000円
(事業所内訓練) 大企業 : 1,000円 中小企業 : 1,500円	(事業所内訓練) 大企業 : 1,000円 中小企業 : 1,500円

見直し

変更なし

(注) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年10月1日以降、変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

